

## 奈良県医療機能情報公表制度実施要領

### 1 目的

この要領は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の3の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条において知事が定めることとされた事項等について、その詳細を定めることにより、医療を受ける者が病院、診療所、歯科診療所及び助産所（以下「病院等」という。）を適切に選択することを支援するために当該病院等が有する医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）の公表制度の適切な運用を図ることを目的とする。

### 2 情報の取扱い

- (1) 県または保健所は、病院等からの申請を受けたときは、内容等を確認した後、病院等に対してインターネット端末により医療機能情報を報告することができるID及びパスワードを記載したログイン・パスワード設定票（別紙様式1）を交付するものとする。
- (2) 病院等の管理者は、医療機能情報を3（1）により県に対して報告し、県は原則として、報告を受けた医療機能情報をそのまま公表するものとする。  
なお、報告については、原則としてインターネット端末により情報を入力することにより報告するものとする。
- (3) 病院等の管理者は、医療機能情報について正確かつ適切な情報を報告し、病院等の管理者は当該病院等において、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。

### 3 医療機能情報の報告等

#### (1) 報告の方法

##### ア 定期報告

病院等の管理者は、毎年6月末日までにその年の4月1日現在の状況について、2（2）の方法により報告するものとする。

なお、患者数や実績等の数値については前年度の数値を報告するものとする。

##### イ 随時の報告

病院等の管理者は、医療機能情報のうち、規則別表第1に掲げる情報のうち、同表第1の項第1号に掲げる基本情報（以下「基本情報」という。）に変更が生じたときは、30日以内に、2（2）の方法により報告するものとする。

##### ウ 新規開設許可時の報告

病院等の管理者は、開設許可又は届出の際、2（1）のログイン・パスワード設定票の交付を受けるために奈良県医療機能情報提供システム参加申込書（別紙様式2）を管轄保健所に申請するものとし、2（2）の方法により報告するものとする。

##### エ その他

病院等の管理者は、基本情報以外の情報に変更が生じたときは、原則としてでき

るだけ速やかに更新するものとする。

(2) 報告の是正命令等

病院等の管理者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、県及び病院等を管轄する保健所長は法第6条の3第6項の規定に基づき、期間を定めて、当該病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

(3) その他

病院等の管理者は、報告した医療機能情報について重大な誤りがあったときは、速やかにその訂正を書面（様式任意）により申し出ることとし、申し出を受けた場合は速やかに所要の是正措置を行うものとする。

4 県の公表

県は、病院等の管理者から報告された医療機能情報の内容を確認し、インターネット等により公表するものとする。

5 病院等の情報提供

病院等の管理者は、医療機能情報について県へ報告するとともに、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて電磁的方法（パーソナルコンピュータ等モニターでの画面表示等）による情報提供を行うことができる。

附 則

1 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

2 3の(1)アに関わらず、平成20年度における定期報告の時期は、別に定める日とする。